

総 税 都 第 2 2 号
平成 2 7 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）
の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 2 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 2 7 年政令第 1 6 1 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 7 年総務省令第 3 8 号）が平成 2 7 年 3 月 3 1 日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成 2 7 年 4 月 1 日から施行されることとされました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成 2 2 年 4 月 1 日総税都第 1 6 号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」について、別添新旧対照表のように改正する。

本通知による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定めるところにより適用する。
イ ロからワまでに掲げる規定以外の規定 平成 2 7 年 4 月 1 日以後に還付のため支出を決定し、又は充当する過納金に加算すべき金額、平成 2 7 年度以後の年度分の個人の道府県民税、平成 2 7 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税、同日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税、同日以後に事業者が行う課税資産の譲渡等（平成 2 7 年 1 0 月 1 日以後については特定資産の譲渡等を除く。）及び特定課税仕入れ並びに平成 2 7 年 4 月 1 日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税、同日以後に行われる地方消費税の清算、同日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税、同日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税並びに同日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税

ロ 第 1 章 3 8 平成 2 8 年 4 月 1 日以後に納期限が到来する地方団体の徴収金

- ハ 第2章3及び47 平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税
- ニ 第2章12の5及び12の6 平成27年4月1日以後に支出される地方税法第37条の2第1項第1号に掲げる寄附金
- ホ 第2章13 平成30年度以後の年度分の個人の道府県民税
- ヘ 第2章15の2 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき給与等に係る給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書を提出する場合
- ト 第2章15の3 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき公的年金等に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する場合
- チ 第2章50(9)及び(10)、50の2(2)、50の4(7)及び(8)並びに50の6(2) 地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第号)の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税
- リ 第2章53、53の2及び53の3 平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税
- ヌ 第2章73及び76 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定配当等に係る配当割の特別徴収
- ル 第3章4の7の4 平成29年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税
- ヲ 第4章1 平成27年10月1日以後に事業者が行う課税資産の譲渡等(課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等以外のものをいう。)及び特定課税仕入れに係る地方消費税
- ワ 第16章5(2) 平成27年5月29日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税